

令和6年3月1日
千葉県報第13918号別冊
千葉県選挙管理委員会告示第3号

令和5年8月6日執行柏市議会議員一般選挙

当選の効力に関する 審査の申立てに対する裁決書

千葉県選挙管理委員会

裁 決 書

千葉県柏市
審査申立人 矢澤 英雄
千葉県柏市
参加人 渡邊 晋宏

上記審査申立人から、令和5年11月2日に提起された同年8月6日執行の柏市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

事 案 の 概 要

審査申立人（以下「申立人」という。）は、令和5年8月6日執行の柏市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）について、同月17日に柏市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、当選の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会は同年10月13日にこの異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をし、同月14日に申立人に対して決定書を交付し、同月16日に決定書の要旨を告示した。

申立人は原決定を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙の当選人渡邊晋宏（以下「当選人」という。）の当選を無効とする旨の裁決を求めて審査の申立てをしたものである。

当事者の主張の要旨

1 申立人の主張

当選人の住所は柏市新富町2丁目（以下「現住所地」という。）とされているが、生活の本拠は柏市内ではなく野田市山崎（以下「前住所地」という。）にあり、本件選挙の被選挙権は有していないことから、当選人の当選を無効とすべきである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

(1) 水道使用量について

水道使用量について、「市委員会は一人世帯の1か月あたり平均使用量8.1 m³(東京都水道局「令和2年度生活用水実態調査」と比べ、非常に少ない数値となっている。」と認めながら、「朝早く家を出て、夜遅く帰る生活が大半であり、洗濯はコインランドリーで行い、入浴もシャワーで済ませていたという当選人の主張からすると、使用量が少ないことも不自然ではないと認められる。」と当選

人の主張を全面的に受け入れている。しかし、当選人の主張を証言する人や証明する物はない。

(2) 電気使用量について

電気使用量は、いずれも「一人世帯(集合住宅)の1か月あたりの平均使用量186kWh(『平成26年度東京都家庭のエネルギー消費動向実態調査報告書』)」よりも非常に少ない数値になっている。市委員会は「朝早く家を出て、夜遅く帰る生活が大半だったという当選人の主張からすると使用量が少ないこともそれほど不自然ではない」と当選人の主張を全面的に受け入れているが、市委員会が当選人の主張を確認したかどうか結果が示されていない。

(3) ガス使用量について

ガス使用量は、いずれの期間においても「一人世帯(集合住宅)の1か月あたりの平均使用量15 m^3 (『平成26年度東京都家庭のエネルギー消費動向実態調査報告書』)」と比べて圧倒的に少ない。市委員会は「自炊は行わず、入浴についてはシャワーで済ませていたという当選人の主張からすると、使用量が少ないこともそれほど不思議ではない」と、当選人の主張をそのまま受け入れているが、日々の食事をどこでどのようにとったか、自炊しなくても十分な食料を購入していたのかが示されなければならない。

また、1回シャワーを利用したときの一般的なガス使用量と使用回数をもとに、およそのガス使用量を算定することなく、「不自然ではない」と判断している。ガス使用量をシャワー1回分約0.26 m^3 (「ガス代見直しドットコム」より)で計算すると、5月～7月の現住所地宿泊数77回(当選人主張)で20.02 m^3 となるはずであり、領収書が示す5月3日～8月3日の使用量の合計9.5 m^3 は圧倒的に少ない。

(4) 前住所地の電気使用量について

前住所地は当選人が住所変更する前は3人家族であったものが、2人世帯に減ったのであるから、使用量も減るはずである。しかし、令和5年5月分、6月分、7月分の使用量は、前年同月の使用量よりいずれも増えている。当選人の主張どおりであれば、1人少ない状況でその期間の電気使用量は昨年と比較して増えている。

(5) 銀行やクレジットカード等の住所変更について

当選人は「銀行やクレジットカード、携帯電話やインターネットの住所変更は、当選するかわからなかったなので、行なわなかった。選挙後当選したら行なおうと思っていた。」と主張している。「当選したら」ということは、現住所地が転居時から8月6日までは「生活の本拠」となっていなかった、生活の本拠は前住所地だったのである。

(6) 市委員会の調査の信憑性について

原決定の審理手続における口頭意見陳述に参加した異議申出人によれば、市委員会は「異議申出については理解できるが、有権者の1500人から2000人

の方が支持されていることは、無視できないのでは」との発言をしたと聞いている。市委員会の姿勢は、公正さ、厳格さに欠けるものである。

2 市委員会の弁明内容

(1) 水道・電気・ガス使用量について

令和5年5月6日から同年8月6日までの期間（以下「本件期間」という。）の当選人の現住所地における水道・電気・ガスの使用量について、いずれにおいても、一人世帯の1ヶ月あたりの平均使用量を下回っていたが、使用状況に関する当選人の主張を鑑みると、使用量が少ないこともそれほど不自然ではなく、また、これらの使用量の範囲内で日常生活を営むことは可能であったと判断した。

(2) 食品、日用品関係の領収書について

当選人の5月から8月末までの期間の食品・日用品関係の領収書の提出を求めたところ、多くの領収書の提出があった。その内訳の大半がコンビニエンスストア、スーパー、ドラッグストア、飲食店の利用によるものであった。

このことから、当選人は現住所地の周辺で飲食や買い物をしていたと判断した。

(3) 近隣住民等の証言について

現住所地及び前住所地における宿泊の頻度について、当選人から提出のあった資料によれば、5月は24回、6月は25回、7月は28回、8月は27回、現住所地において寝起きしていた。

このことについて、前住所地に居住している当選人の家族に確認したところ、前住所地に用事があるときは帰ってきていたが、基本的には宿泊はほとんど行っていない。宿泊回数が0回ではないが、数えるほどであるという証言を得た。

また、前住所地付近の住民に聞き込みを行ったところ、最近は姿を見かけず、柏の市議会議員に立候補するという事で柏市に住んでいると聞いた、とのことであった。

現住所地のアパートの住民に聞き込みを行ったところ、4月頃引っ越してきてその頃に挨拶に来てくれた、その後は2～3回程度挨拶をして、特に会話はしていないが住んでいると思う、とのことであった。

このことから、当選人の主張には一定の信憑性があると判断した。

(4) 前住所地の電気使用量について

前年同時期に比べて使用量が増える要因としては、令和5年の記録的な猛暑等、様々な要素が可能性として考えられるが、実際に増加している理由については確認できなかったため、原決定の判断材料とはしていない。

(5) 銀行やクレジットカード、携帯電話やインターネットの住所変更を行っていないことについて

市委員会は「現^きに起^が臥しているところ」に住所があるものと認定しているため、住所変更手続を行っていないことをもって、現住所地に「生活の本拠」が無かったとする主張は採用できない。

(6) 当選人の主張の信憑性について

当選人の主張については、それを裏付ける領収書や他者からの証言がある一方で、それを覆す証拠書類の提出や主張、事実が確認できなかったことから、市委員会は本件期間については、当選人の住所は現住所地にあったと判断した。

3 生活の本拠に関する当選人の主張

(1) 関係住所地の状況について

① 令和5年4月17日から1週間程度かけて、実家のトラックを利用して現住所地に1人で引っ越した。本件選挙に立候補しようとしたのは令和4年12月頃だが、早く引っ越すとその分お金が掛かるため、4月に引っ越した。

引っ越しの際に運んだものは、ベッド、冷蔵庫、電子レンジ、テーブルなどであり、新たに購入したものはカーテンなどである。冷蔵庫などは親戚が使わなくなったものを利用した。

② 家族は妻と子の3人家族であり、前住所地で別居している。妻が子の面倒を見ることが出来ない場合は前住所地に帰るが、1ヶ月のうち多くても3～4回程度である。本件期間中に現住所地で寝起きした回数は、5月は22回、6月は25回、7月は28回、8月は6回である。

(2) 本件期間中の生活について

① 普段の生活は、朝4時頃起床、5時頃に現住所地を出発して我孫子市の実家で農業に従事し、帰りは18時頃だが政治活動を行っていたため、家に帰るのは遅い時間だった。早ければ21時頃に寝ることもあるが、遅いときは24時頃に寝ることもあった。

休みの日は流山市の河川敷で野球をしている。

② 自炊は行わず、冷凍ご飯を温めて、おかずを買ってきて食べることが多い。

③ 部屋にユニットバスがあるが、シャワーで済ませるのがほとんどだった。

4月か5月頃に1度湯船に入ろうとして準備をしたが、そのまま寝てしまい、一晩中お湯を流したままの状態にしてしまったことがあったため、5月のガス利用量が多いのだと思う。

④ ほとんど家にいなかったため、トイレは朝と晩に2～3回使用する程度だった。

⑤ 洗濯物は、当選できるか不明であり、大した量でもなかったため、洗濯機は買わずに1週間分まとめてコインランドリーで済ましていた。

⑥ 日用品は近くのスーパーやドラッグストアで買うことが多い。本件期間中インターネットや通販での買い物明細は該当がない。

(3) 本件期間中の滞在場所について

本件期間中に現住所地以外で起^き臥した日は次のとおりであり、その他の日は現住所地で起^き臥していた。

日付	滞在先
5月 8日 (月)	野田市
5月12日 (金)	我孫子市
5月15日 (月)	野田市
5月19日 (金)	野田市
6月 3日 (土)	野田市
6月 8日 (木)	野田市
6月18日 (日)	野田市
6月24日 (土)	野田市
6月30日 (金)	野田市
7月 3日 (月)	野田市
7月13日 (木)	野田市
7月21日 (金)	野田市

(4) その他の主張について

- ① 当選するか不明であったため、銀行、クレジットカード、携帯電話やインターネットの住所変更は行わなかった。当選したら変更するつもりであった。
- ② 玄関に表札を出していない理由は、以前、衆議院議員総選挙や参議院議員通常選挙にNHK党から立候補しており、表札を出すとNHK党の反対勢力から嫌がらせを受ける可能性があり、隣人に迷惑を掛ける恐れがあったためである。
- ③ 町会には入り方がわからなかったので入っていない。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものとして認め、市委員会から弁明書及び証拠物件を、申立人からは反論書及び証拠書類をそれぞれ徴した。また、本件審査の申立ての利害関係人である当選人に対し、参加人として審理手続に参加することを求め、職権による質問を行ったほか、当選人から証拠物件を徴するなど、慎重に審理した。その結果は、次のとおりである。

1 前提

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第9条第2項には「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と規定され、公選法第10条第1項第5号には「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有すると規定されている。

したがって、当選人が本件選挙の被選挙権の要件を満たすためには、本件期間中、引き続き柏市の区域内に住所を有する必要がある。

2 判断基準

公選法第9条第2項の解釈に当たっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第4条に住民の住所に関する法令の規定の解釈が設けられており、「『住所』とは、地方自治法第10条第1項に規定する『住所』と同一であり、民法第22条と同様に各人の生活の本拠をいう。民法第22条でいうところの『生活の本拠』とは、私的生活の中心地を意味するものである。人の生活環境が複雑化した今日においては、何をもちて生活の本拠と判断すべきかは極めて困難なケースも生じ得るが、個人の生活の実質関係を考慮して具体的に決定するほかない。」（「全訂住民基本台帳法逐条解説（日本加除出版株式会社）市町村自治研究会編著」61頁）と説明されている。

加えて、公選法第9条第2項における「『市町村の区域内に』とは、同一の市町村の区域内にという意味である。同一市町村内であれば、何回住所を変えても全て通算される。」（「逐条解説公職選挙法改訂版（上）（ぎょうせい）黒瀬敏文・笠置隆範編著」91頁）とされている。さらに、「起居、寝食、家族同居の事実は、いずれも住所の認定に当たって、もっとも重視すべき事項であり、他に特別の事情のない限り、『現に起^き臥^がしているところ』に住所を認定すべき」とされている（前掲逐条解説公職選挙法改訂版（上）93～94頁）。

判例では、公選法の選挙権（被選挙権）について、「一人で二ヶ所に住所を有することができるものと解すれば同一人が二ヶ町村で選挙権を行使し或は同一町村で二つの選挙権を行使し得るとなり、かゝる結果は町村制の認めないところであつて、（町村制第12条第3項参照）選挙に関しては住所は一人につき一ヶ所に限定されるものと解すべきである。」（昭和23年12月18日最高裁判所判決）、また、「住所とは、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解するのが相当である。」（平成9年8月25日最高裁判所判決）と判断されている。

こうした観点から、当委員会は、当選人の住所について、以下のとおり、上記申立人の主張、市委員会の弁明内容及び生活の本拠に関する当選人の主張、並びに、下記認定事実等を基に、本件期間における当選人の生活実体を判断した。

3 当委員会が認定した事実

申立人から提出された証拠書類、市委員会から提出された証拠物件及び当選人から提出された証拠物件（当委員会で行った質問に対する回答を含む。）から認められる事実は、以下のとおりである。なお、これらに反する証拠はなく、申立人からの反証もない。

（1）当選人の住民登録の状況

当選人は、令和5年4月18日に前住所地から現住所地へ転入した旨を、同月19日に柏市長に届け出た。

(2) 関係住所地間の距離及び移動に要する時間について

前住所地、現住所地、我孫子市柴崎にある当選人の実家の間における距離及び所要時間については、以下のとおりである。

	前住所地	現住所地	当選人の実家
前住所地	—	11.7km (徒歩 140 分) (自動車 24 分)	8.8km (徒歩 106 分) (自動車 18 分)
現住所地	11.7km (徒歩 140 分) (自動車 24 分)	—	15.5km (徒歩 186 分) (自動車 32 分)
当選人の実家	8.8km (徒歩 106 分) (自動車 18 分)	15.5km (徒歩 186 分) (自動車 32 分)	—

※ 距離は、Google マップの検索結果を使用している。

※ 括弧内は、徒歩は時速 5.0 km、自動車は時速 29.2 km（令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査集計結果整理表「表 5 旅行速度整理表」千葉県（千葉市を除く）の一般道路計の時間帯別交通量による加重平均の時速）で計算した場合の所要時間を計上している。

(3) 各住所地の状況

① 現住所地は、1 K の専有面積 24.92 m² で、月額 39,000 円の戸建て賃貸住宅であり、浴室、水洗トイレ、洗面台、台所（2 口コンロ）、エアコン、ガス給湯器が備え付けられている。

また、令和 5 年 9 月 29 日に市委員会が現地調査を行った時点では、洗濯機、冷蔵庫（2 台）、電子レンジ、オーブントースター等、生活を送るために必要な家財道具がそろっていた。当選人から提出のあった領収書によると、令和 5 年 4 月 21 日に柏市内の店舗において、新たにカーテンを購入したことが確認できる。

契約者は当選人であり、契約日は令和 5 年 4 月 17 日、契約期間は令和 5 年 4 月 17 日から令和 7 年 4 月 16 日までの 2 年間であり、契約には駐車場の賃貸借も含まれている。

② 前住所地は、延床面積 90.50 m² で、当選人の妻名義の木造 2 階建て住宅であり、妻及び長女が住んでいる。

(4) 当選人の運転免許証等の住所変更

当選人の運転免許証は、令和 5 年 5 月 8 日付で前住所地から現住所地へ住所変更されている。

当選人の国民健康保険被保険証は、令和 5 年 9 月 12 日付で柏市から交付されている。

(5) 郵便物の状況

野田ガス株式会社が発送した「ガス・電気使用量のお知らせ」が、日本郵便株式会社の転居・転送サービスにより、現住所地に届いている。転送期間は届出日から1年間であり、宛名に記載された転送期間が2024年5月1日であることから、令和5年5月1日に日本郵便会社に転居・転送サービスを届け出したことが確認できる。

(6) 当選人の電車の利用履歴

当選人から提出された交通系ICカードの利用履歴によると、令和5年8月10日以降、柏駅で数回乗降車していたことが確認できたが、本件期間中の利用履歴は確認できなかった。

(7) ガソリンスタンドの利用履歴

当選人から提出のあったガソリンスタンドの利用履歴は次のとおりである。

日時	場所	数量
令和5年5月6日	流山市	5.80L
令和5年5月21日	柏市	22.34L
令和5年5月28日	柏市	21.68L
令和5年6月6日	柏市	22.16L
令和5年6月28日	柏市	6.40L
令和5年7月17日	柏市	23.51L
令和5年7月24日	柏市	20.01L
令和5年7月28日	柏市	24.17L
令和5年8月16日	柏市	20.46L
令和5年8月30日	我孫子市	22.87L

(8) 現住所地の水道、電気及びガスの使用実績

当選人から提出のあった現住所地の水道、電気及びガスの使用実績は次のとおりである。

① 水道の使用実績

使用期間	使用量	請求額
4月21日～5月8日	3 m ³	1,453 円
5月9日～7月5日	10 m ³	3,372 円
7月6日～9月6日	13 m ³	3,722 円
9月7日～11月6日	16 m ³	4,072 円

② 電気の使用実績

使用期間	使用量	請求額
4月20日～5月1日	24kWh	1,019 円
5月2日～6月1日	56kWh	2,053 円
6月2日～7月1日	53kWh	1,916 円
7月2日～8月1日	105kWh	2,929 円

8月2日～9月1日	138kWh	3,581円
9月2日～10月1日	153kWh	4,419円
10月2日～11月1日	107kWh	3,155円
11月2日～12月1日	179kWh	5,108円

③ 電気の時間帯別使用実績（詳細は別添参照）

（単位：kWh）

日付	使用量	日付	使用量	日付	使用量	日付	使用量
		6月1日	1.5	7月1日	1.7	8月1日	3.1
		6月2日	2.7	7月2日	3.2	8月2日	4.1
		6月3日	1.6	7月3日	1.5	8月3日	3.1
		6月4日	1.1	7月4日	2.1	8月4日	5.0
		6月5日	1.3	7月5日	1.4	8月5日	9.5
5月6日	1.4	6月6日	1.2	7月6日	1.8	8月6日	4.9
5月7日	2.7	6月7日	1.4	7月7日	1.6		
5月8日	2.2	6月8日	1.4	7月8日	1.5		
5月9日	2.6	6月9日	1.1	7月9日	2.3		
5月10日	1.2	6月10日	1.7	7月10日	3.2		
5月11日	2.6	6月11日	1.5	7月11日	3.2		
5月12日	1.4	6月12日	1.3	7月12日	4.3		
5月13日	1.2	6月13日	1.4	7月13日	3.7		
5月14日	3.3	6月14日	1.9	7月14日	1.2		
5月15日	1.8	6月15日	1.2	7月15日	4.5		
5月16日	1.3	6月16日	1.5	7月16日	7.4		
5月17日	1.7	6月17日	1.5	7月17日	3.8		
5月18日	1.4	6月18日	1.9	7月18日	1.6		
5月19日	1.2	6月19日	1.2	7月19日	4.7		
5月20日	0.9	6月20日	2.6	7月20日	2.6		
5月21日	1.2	6月21日	1.6	7月21日	1.8		
5月22日	1.3	6月22日	1.6	7月22日	2.5		
5月23日	1.1	6月23日	1.4	7月23日	1.3		
5月24日	2.9	6月24日	1.9	7月24日	4.5		
5月25日	1.5	6月25日	1.8	7月25日	3.1		
5月26日	1.5	6月26日	2.1	7月26日	5.8		
5月27日	1.8	6月27日	2.2	7月27日	5.8		
5月28日	1.6	6月28日	2.7	7月28日	3.9		
5月29日	1.1	6月29日	3.0	7月29日	6.6		
5月30日	1.2	6月30日	1.9	7月30日	4.0		
5月31日	1.1			7月31日	5.5		

④ ガスの使用実績

使用期間	使用量	請求額
4月21日～5月3日	1.0 m ³	2,189 円
5月3日～6月3日	4.7 m ³	4,183 円
6月3日～7月3日	2.4 m ³	2,944 円
7月3日～8月3日	2.4 m ³	※ 1,624 円
8月3日～9月3日	1.5 m ³	※ 1,524 円
9月3日～10月3日	2.5 m ³	3,383 円
10月3日～11月3日	5.6 m ³	5,053 円
11月3日～12月3日	10.4 m ³	7,641 円

※「セット割引」の名目で請求額から税抜1,200円が引かれている。

(9) 前住所地の水道、電気及びガスの使用実績

当選人から提出のあった前住所地の水道、電気及びガスの使用実績は次のとおりである。(斜線は当委員会への提出期限の関係で提出がなかったもの。)

① 水道の使用実績

令和5年		令和4年		使用量の 前年比較
使用期間	使用量	使用期間	使用量	
2月6日～4月6日	32 m ³	2月5日～4月5日	33 m ³	▲1 m ³
4月6日～6月6日	25 m ³	4月5日～6月5日	35 m ³	▲10 m ³
6月6日～8月6日	25 m ³	6月5日～8月5日	29 m ³	▲4 m ³
8月6日～10月6日	25 m ³	8月5日～10月5日	28 m ³	▲3 m ³
		10月5日～12月5日	35 m ³	
		12月5日～2月6日	36 m ³	

② 電気の使用実績

使用月	令和5年 使用量	令和4年 使用量	使用量の 前年比較
1月	587kWh	516kWh	+71kWh
2月	534kWh	517kWh	+17kWh
3月	326kWh	374kWh	▲48kWh
4月	300kWh	330kWh	▲30kWh
5月	241kWh	229kWh	+12kWh
6月	191kWh	187kWh	+4kWh
7月	230kWh	221kWh	+9kWh
8月	300kWh	297kWh	+3kWh
9月	299kWh	217kWh	+82kWh
10月	199kWh	213kWh	+14kWh
11月		285kWh	

12月		408kWh	
-----	--	--------	--

③ ガスの使用実績

使用月	令和5年 使用量	令和4年 使用量	使用量の 前年比較
1月	31 m ³	32 m ³	▲1 m ³
2月	34 m ³	36 m ³	▲2 m ³
3月	28 m ³	29 m ³	▲1 m ³
4月	21 m ³	31 m ³	▲10 m ³
5月	16 m ³	18 m ³	▲2 m ³
6月	11 m ³	18 m ³	▲7 m ³
7月	7 m ³	7 m ³	±0 m ³
8月	4 m ³	7 m ³	▲3 m ³
9月	3 m ³	7 m ³	▲4 m ³
10月	8 m ³	10 m ³	▲2 m ³
11月	15 m ³	21 m ³	▲6 m ³
12月		30 m ³	

(10) 当選人から提出のあった本件期間中の領収書

当選人からは本件期間中の柏市内の店舗における196件の領収書の提出があったが、そのうち1件については知人が立て替えた領収書との説明があったため、残り195件について証拠物件として採用した。その店舗の分類と利用場所の内訳は次のとおりであった。なお、提出された領収書の大半が発行日時が機械で印字されたレシートであった。

	柏市内	流山市内	不明	計
コンビニエンスストア	78	4		82
コインパーキング	36	1	3	40
飲食店	28	1		29
スーパーマーケット	15	1		16
タクシー・運転代行			12	12
衣料品店	8			8
ドラッグストア	5			5
その他	3			3
計	173	7	15	195

また、提出のあった領収書のうち、柏市内の店舗で支払時間が確認できるものは167件あり、その時間帯別の内訳は次のとおりであった。

	5月	6月	7月	8月	計
0時～6時	3	3	3	2	11
6時～12時	9	5	13	4	31

12時～18時	12	18	27	3	60
18時～24時	20	16	27	2	65
計	44	42	70	11	167

4 当委員会の判断

(1) 居住場所について

上記認定事実によると、当選人は、令和5年4月17日に現住所地の賃貸借契約を締結し、同月19日に柏市長に転入届を行っており、本件期間において、外形的には生活の本拠を柏市内に有していたと考えられる。

また、令和5年4月21日には水道・電気・ガスは使用可能となっており、さらに、当選人の証言によると、同月17日から1週間程度かけて、実家のトラックを利用してベッド、冷蔵庫、電子レンジ、テーブルなどを運搬し、新たにカーテンなどを購入している。当選人からは同月21日付でカーテンを、同月23日付で水切り籠などの生活用品を購入したレシートが提出されており、当選人の主張には一定の信憑性がある。

したがって、当委員会が認定した事実及び当選人の主張によると、4月下旬には現住所地で起居寢食が可能であったことが推認できる。

(2) 現住所地に起居していたことについて

上記認定事実のとおり、当選人からは5月6日から8月6日までの時間帯別電気使用量実績の提出があった。

資源エネルギー庁「平成24年度エネルギー使用合理化促進基盤整備事業（待機時消費電力調査）報告書」によると、一世帯あたりの年間待機時消費電力量は228kWhであるため、一日あたりの待機時消費電力量は0.625kWhと計算できる。現住所地における一日あたりの電力使用量はいずれも0.625kWhを超えており、現住所地で当選人が生活していたことが窺える。

また、別添時間帯別の電気使用量を見ると、時間帯によって電力使用量の増減があり、特に夜間・早朝において電力使用量が増加している日が数多くあることから、当選人が夜間を中心に現住所地で生活していたことが見て取れる。

さらに、早朝や夜間に発行されたレシートが複数提出されており、朝早く出かけて夜遅く帰宅していたとの当選人の主張は一定の信憑性があることから、当選人が現住所地で現に起居していたことが推認できる。

(3) 現住所地における水道・電気・ガス使用量について

申立人は、現住所地における水道使用量が、「令和2年度生活用水実態調査（東京都水道局）」による一人世帯の平均使用量よりも低いことから、現住所地に生活の本拠があったとはいえないと主張する。

しかし、水道使用量は生活様式によって個人差が生じるものであり、平均値より使用量が少ないことをもって直ちに生活の本拠がなかったと判断することはできない。

申立人は、朝早く出て夜遅く帰ってきていることを証明する人はいない、コインランドリー利用も領収書があるわけではないと主張するが、上記（２）のとおり、当選人から提出のあった領収書及び時間帯別の電気使用量から当選人が夜間・早朝を中心に現住所地に出入りしていたことが窺え、また現住所地から徒歩１０分程度の場所にはコインランドリーがあり、申立人からコインランドリーを利用していないことについて具体的な立証がないことから、当選人がコインランドリーを使用していたという主張を否定することはできない。

また、申立人は、現住所地における電気・ガス使用量が、「平成２６年度東京都家庭のエネルギー消費動向実態調査」によって集合住宅の一人世帯の平均使用量よりも低いことから、現住所地に生活の本拠があったとはいえないと主張する。

しかし、電気・ガス使用量は、季節による変動や、生活様式によって個人差が生じるものであり、平均値より使用量が少ないことをもって直ちに生活の本拠がなかったと判断することはできない。同調査においても、電気・ガス使用量に応じてクラス分けを行っており、最も使用量が少ないクラス１（平均値▲５０％以下）の本件期間に相当する各月の平均使用量は次のとおりであった。なお、同調査は都市ガスの利用世帯を対象としているが、現住所地はプロパンガスであり、都市ガスとプロパンガスでは燃焼効率に差があることから、現住所地において都市ガスで計算した場合の使用量を併記している。（都市ガス：１０，７５０ｋｃａｌ／ｍ^３、プロパンガス：２４，０００ｋｃａｌ／ｍ^３で計算。）

<電気使用量>

分類	５月	６月	７月	８月
全平均値	156kWh	148kWh	183kWh	226kWh
クラス１	58kWh	55kWh	65kWh	88kWh
現住所地使用量	56kWh	53kWh	105kWh	138kWh

<ガス使用量>

分類	５月	６月	７月	８月
全平均値（都市ガス）	15 m ³	11 m ³	10 m ³	8 m ³
クラス１（都市ガス）	6 m ³	4 m ³	3 m ³	2 m ³
現住所地使用量（プロパンガス）	4.7 m ³	2.4 m ³	2.4 m ³	1.5 m ³
現住所地使用量（都市ガス換算）	10.5 m ³	5.4 m ³	5.4 m ³	3.3 m ³

上記のとおり現住所地における使用量は、クラス１の使用量と比較して同水準または上回っており、当選人が現住所地に居住していなかったとはいえない。

よって、申立人の主張は理由がない。

（４）前住所地における電気使用量の増加について

申立人は、前住所地における令和５年５月から７月までの電気使用量が前年同月の電気使用量と比較して増えているが、前住所地の世帯人数が減っていれば電気使用量も減るはずであると主張する。

しかし、電気使用量については、照明、空調など、居住者の人数に比例して増

減しないものも多く、さらに前住所地については、当選人・当選人の妻・当選人の子の3人世帯であったものが、当選人の妻・当選人の子の2人世帯に変わったものであり、直ちに電気使用量に大きな変化があったとは考えにくい。

むしろ、令和5年5月から7月までの気象データは次のとおりであり、令和4年に比べて、いずれの月においても1日平均気温、1日平均最高気温が高く、夏日の日数が多いなど、前年より気温が高かったことが見て取れ、それに伴い冷房の使用頻度が増えたことで、前住所地の電気使用量が増加した可能性は否定できない。

	令和5年					令和4年				
	日平均(気温)		最高気温(日数)			日平均(気温)		最高気温(日数)		
	平均	最高	25℃以上	30℃以上	35℃以上	平均	最高	25℃以上	30℃以上	35℃以上
5月	17.7	23.3	10	2	0	17.6	22.6	9	1	0
6月	22.1	27.0	21	8	0	21.7	26.6	19	9	3
7月	27.4	33.2	31	27	15	26.4	31.4	29	20	3

※気象庁「過去の気象データ（観測地点：千葉県我孫子市）」より
一方で、上記認定事実のとおり、水道・ガスの使用量は、前年同月の使用量に比べて横ばいまたは下回っており、当選人が前住所地から移転したことで入浴やトイレの回数が減っていることを推認させるものである。

よって、申立人の主張は理由がない。

(5) 住所変更の手続について

申立人は、当選人が当選するかわからなかったので金融機関やクレジットカード等の住所変更手続を行わなかったと主張するのは、生活の本拠が前住所にあったためであると主張する。

しかし、金融機関やクレジットカードの住所変更の有無は、生活の本拠の判断に影響を及ぼすものではない。一方で、当選人は、令和5年5月8日付けで運転免許証の住所変更を、同月1日付けで日本郵便会社に転居・転送サービスを届け出ており、当選人が生活の本拠を現住所地に移したことが認められる。

よって、申立人の主張は理由がない。

(6) 当選人の証言の信憑性について

申立人は、原決定は当選人の供述が全て真実であるとの前提で導かれているため、不当であると主張する。

しかし、当選人の主張と当選人が提出した証拠書類を比較したところ矛盾が生じる点はなく、むしろ、上記認定事実のとおり、本件期間中の早朝から夜間にかけて柏市内の店舗でのレシートが複数提出されており、そのレシートの発行日時は機械印字されていて信憑性があることから、当選人が柏市内で起臥^{きが}していたことが推認できる。

一方で、申立人からは当選人の主張を否定する証拠は何ら提出されておらず、

申立人の主張を採用することはできない。

よって、申立人の主張は理由がない。

5 まとめ

以上のとおり、本件期間中の当選人の生活の本拠は現住所地にあったと推認することができる。

また、申立人は、前住所地に生活の本拠、すなわち全生活の中心があったと主張するが、提出された証拠書類からは、これを認めることはできない。

さらに、申立人のその余の主張は、当選人の生活の本拠の判断に何ら影響を及ぼすものではないため、採用することはできない。

したがって、当選人は、令和5年8月6日の時点で、引き続き3箇月以上柏市の区域内に住所を有していたと認められることから、当選人は本件選挙における被選挙権を有していたと認められる。

よって、申立人の主張は理由がないことから棄却することとし、当委員会は主文のとおり裁決する。

令和6年2月20日

千葉県選挙管理委員会 委員長 菊地 秀樹

別添 当選人から提出のあった電気の時間帯別使用実績





















